

(一社) 全日本かるた協会 競技規程

- 第一条 競技方法 競技は、小倉百人一首かるたを用い、相対座する二人の競技者の間で行う。各自、取札百枚のうちから無作為に選んだ二十五枚を持札とし、読手の読み上げる札（以下、出札という）を取り合うことにより、早く持札が無くなった者を勝者とする。
- 第二条 判定 取りやお手つきなどの判定は、原則として競技者間で決定する。
- 第三条 礼節 競技に際しては、互いに相手を尊重するとともに、礼節を重んじなければならない。
- 第四条 競技線 競技者は、その座した前方に、横八十七センチメートル、上中下段の間に各一センチメートルをあけて縦に札三枚が並ぶ範囲を定め、各々の陣とする。その各々の陣の外周の各辺を競技線とよぶ。双方の陣の上段の間隔は三センチメートルとし、左右の競技線の延長線は一致させる。
- 第五条 持札の配置 競技者は、持札全てを表向きにし、文字を自己の方に向け、整然と各々の陣の任意の位置に並べる。ただし、上中下の各段にまたがって並べてはならない。
- 第六条 持札の移動 競技者は、持札を移動させる場合、その都度対戦者に通告しなければならない。
- 第七条 暗記時間 競技者が持札を並べた後、競技を開始する前に、十五分間の暗記時間をとる。
- 第八条 構え 競技者は、左右どちらか一方の手を札を取る手（以下、有効手という）と定め、上の句が読み始められるまでは、畳に接した状態で自陣の下段よりも手前に置いておかなければならず、頭は自陣の上段より対戦者側に出してはならない。
- 第九条 読み 読手は、読札百枚の中から無作為に選んだ札を一枚ずつ読み上げるが、同じ札を読み上げることはない。

第十条	取りの成立	出札が競技線内にあるうちに、対戦者より早く有効手で直接触った者が出札を取ったものとする。（札直接の取り） また、共に札直接の取りではなかった場合でも、出札を完全に有効手で競技線外に押し出したときは、その札を取ったものとする。（札押しの取り）
第十一条	同時の取り	共に札直接の取りで、同時に出札に触れた場合は、出札を持札としていた者が取ったものとする。
第十二条	紛失時の取り	紛失したままになっていた持札が出札となった場合は、対戦者の取りとする。
第十三条	取りの無効	上の句が読み始められる前に有効手を競技線の中に入れるなど、妨害行為を行った場合は、その都度その取りを無効とし、対戦者の取りとする。
第十四条	お手つき	出札が無い方の陣の札を、その札が競技線内にあるときに有効手で触れた場合、これをお手つきとする。
第十五条	共お手つき	相手との接触によりお手つきをさせられた場合は、双方共にお手つきをしたものとする。
第十六条	送り札	対戦者の陣にある出札を取った場合、もしくは、対戦者がお手つきをした場合、自己の持札一枚を対戦者に送ることができる。 また、出札が双方いずれの陣にもない時に、対戦者が両方の陣の札にお手つきをした場合は、二枚送ることができる。
第十七条	送り札の選定	送り札の選定は送る側の任意とする。但し、送り札から手を離れた瞬間から送り札の変更はできない。
第十八条	禁止事項	読みが下の句の余韻に入ってから、声を発したり畳を叩いたりしてはならない。
第十九条	附則	本規程に明文のない事項については、本規程の細則にてこれを定める。

平成二十年九月改定